建設局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)(平成30年7月分)

No.	案 件 名 称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由 番号)	WTO
1	平野工営所庁舎内中央監視 装置改修工事	電気通信工事	平野工営所	パナソニックESエンジ ニアリング㈱近畿支店	6,890,400	平成30年7月30日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	K6	-

随意契約理由書

1 工事名称

平野工営所庁舎内中央監視装置改修工事

2 契約の相手方

パナソニックESエンジニアリング株式会社近畿支店

3 随意契約理由

平野工営所に設置している中央監視装置システム(以下、当システムという。)は、3階事務室に設置している中央監視装置操作盤から各階配電盤内に設置している中央監視装置端末器へ回線を通じ、高圧受電設備・給排気ファン・受水槽・給湯循環ポンプ等の設備の稼働状況を一括監視するシステムである。また防災監視装置とも連動しており、当工営所の防災上重要な役割を持つシステムでもある。

本工事は、平成17年から運用している当システムの老朽化した既設操作盤を改修し、新たに中央監視装置操作盤として設置する管理用ノートパソコン・コントローラー等から既設端末器に対して伝送信号を接続、調整を行うものである。

今般改修する当システムは、上記業者が設計製作設置したものであり、施工にあたっては既設設備に対する技術を必要とするとともに、施工後の機能確保の責任の一貫性を持たせる必要があるため、上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 管理課 (電話番号 06-6686-1240) 平野工営所 (電話番号 06-6705-0102)